四日市市上下水道局管理規程第7号

四日市市上下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市上下水道局処務規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局処務規程(昭和33年水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第2条の3 (略)	第2条の3 (略)
2 技術部の課に次の係を置く。	2 技術部の課に次の係を置く。
施設課(略)	施設課 (略)
水道建設課	水道建設課
水道建設係	水道建設係
<u>管路安全係</u>	<u>鉛管対策係</u>
水道維持課及び下水建設課 (略)	水道維持課及び下水建設課 (略)
第7条 部課及び係の事務分掌は、次の	第7条 部課及び係の事務分掌は、次の
とおりとする。	とおりとする。
管理部	管理部
総務課	総務課
総務係	総務係
(1)から(10)まで (略)	(1)から(10)まで (略)
	(11) 公益財団法人日本水道協会
	及び公益財団法人日本下水道
	協会に関すること。
	(12) 一般社団法人地域環境資源
	センター及び三重県農業集落
	排水事業連絡協議会に関する
	<u>こと。</u>

<u>(11)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)
<u>(12)</u> (略)	<u>(14)</u> (略)
<u>(13)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)
<u>(14)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
<u>(15)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)
<u>(16)</u> (略)	<u>(18)</u> (略)
<u>(17)</u> (略)	<u>(19)</u> (略)
<u>(18)</u> (略)	<u>(20)</u> (略)
<u>(19)</u> (略)	<u>(21)</u> (略)
管財係及び契約係 (略)	管財係及び契約係 (略)
経営企画課	経営企画課
企画計画係	企画計画係
(1)から(6)まで (略)	(1)から(6)まで (略)
	(7) 広域水道事業促進協議会に
	関すること。
<u>(7)</u> 流域下水道事業に関するこ	<u>(8)</u> 流域下水道事業 <u>との連絡調</u>
Ł.	<u>整</u> に関すること。
<u>(8)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
(9) (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
<u>(11)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
水道財政係及び下水財政係 (略	水道財政係及び下水財政係 (略
))
お客様センター (略)	お客様センター (略)
生活排水課	生活排水課
浄化槽指導係	浄化槽指導係
(1)から(4)まで (略)	(1)から(4)まで (略)
	(5) 三重県浄化槽推進協議会に
	関すること。_
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)

(8) (略)

水洗化普及係 (略)

技術部

施設課 (略)

水道建設課

水道建設係

- (1) 水道施設の建設改良及び新設に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
- (2)から(7)まで (略)

管路安全係

- (1) <u>管路等の整備計画及び立案</u> <u>に関すること。</u>
- (2) (略)
- (3) <u>鉛給水管解消事業に関する</u> こと。
- (4) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

水道維持課及び下水建設課 (略)

(9) (略)

水洗化普及係 (略)

技術部

施設課 (略)

水道建設課

水道建設係

- (1) 水道施設の<u>整備計画並びに</u> 建設改良及び新設に係る土木 工事等の設計及び施行に関す ること。
- (2)から(7)まで (略)

鉛管対策係

- (1) <u>鉛給水管解消事業に関する</u> <u>こと。</u>
- (2) (略)
- (3) <u>主管工事の監督及び竣工検</u> 査に関すること。

水道維持課及び下水建設課 (略)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)